

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

1 法改正の概要

(1) 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものである。

(2) 概要

① 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（以下新「教育長」という。）を置く。（13条関係）
- 新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有する。
- 新「教育長」は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 新「教育長」の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から新「教育長」に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、新「教育長」は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

② 教育に関する「大綱」の策定

- 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する政府が定める基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を定める。（1条の3関係）
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議する。（1条の3関係）

③ 総合教育会議の設置

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。会議は地方公共団体の長が招集し、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。（1条の4関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

④ 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化する。（50条関係）

⑤ その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧法」という。）の教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する。この場合、旧法第2章（第2条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。（附則2条関係）
- 施行期日から4年を経過する間に任命される委員の任期は、当該委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で地方公共団体の長が定める。（附則4条関係）

(3) 施行期日

平成27年4月1日

2 区の対応について

(1) 教育に関する「大綱」の策定について

現在検討中である新しい基本構想の議論を踏まえた上で、平成27年度に策定を進める。教育委員会は、大綱の趣旨を尊重し、現行の中野区教育ビジョン（第2次）の改定を行う。

(2) 総合教育会議について

教育予算、大綱の策定、及び教育に係る課題全般について、区長と教育委員会の協議・調整の場として、平成27年4月に設置する。

3 関係条例の規定整備について

新「教育長」が特別職になること、委員長が廃止されること等に伴い、関係条例の規定整備を行う必要があるため、平成27年第1回定例会に提案する予定である。